

平成25年度概算要求状況について

公立学校施設の耐震化及び防災機能の強化等

◆概算要求額(公立学校施設整備費)

平成25年度 要求額 3,017億円 (前年度 1,246億円)

〔うち、復興特別会計 : 2,334億円〕

※沖縄分については内閣府において計上

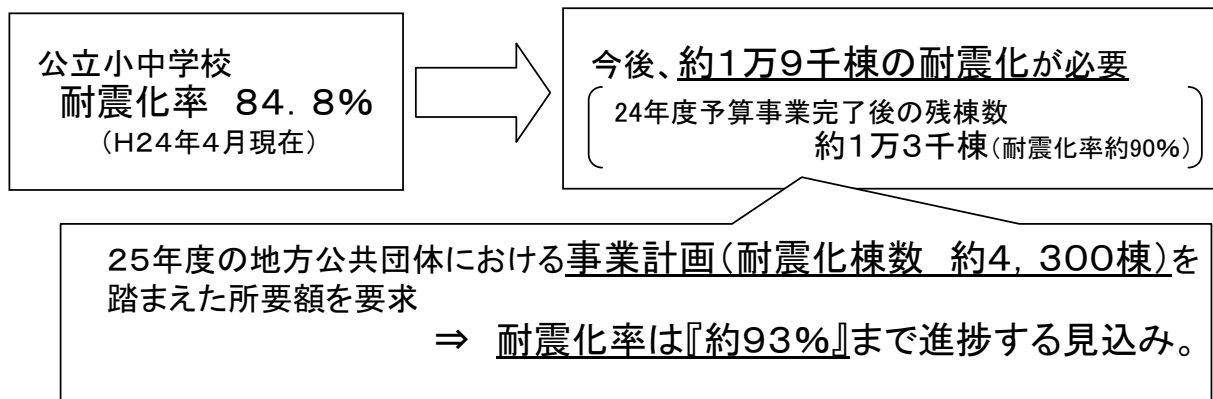
◆内 容

東日本大震災では、学校施設が子どもの命を守っただけではなく、多くの施設が避難所として機能し、その安全性の確保が極めて重要であることが改めて認識された。

このため、全国的に緊急性・即効性のある防災対策を講じる観点から、既存施設の補強や改築等、地震から児童生徒等の生命・身体の安全を確保する耐震化事業及び非構造部材の耐震対策等の防災対策事業を実施する。

また、建築後25年以上経過した学校施設が約7割を占め、安全面・機能面において多くの課題を抱えていることから長寿命化対策を推進するとともに、インクルーシブ教育システムの構築や少人数学級の推進など、近年の教育内容・方法等の変化に対応した施設整備を行う。

《耐震化の進捗状況》



◆補助制度の改正

- ◎「長寿命化改良事業」の創設
- ◎少人数学級の推進に対応するための補助制度の拡充
- ◎既存施設改修による統合校舎等の整備に関する補助制度の拡充
- ◎再生可能エネルギー補助制度の拡充
- ◎木の教育環境整備の補助時限の延長

(2) 平成25年度概算要求事項別表

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設助成課

事 項	平成24年度	平成25年度	比較増減額	備 考
	予 算 額	要 求 額		
【一般会計】	百万円	百万円	百万円	百万円
(項) 公立文教施設整備費				
公立文教施設整備に必要な経費				
公立学校施設整備費	57,836	68,282	29,712	10,446
(目) 公立学校施設整備費負担金	33,497	18,374	0	△ 15,123
1. 小中学校等	11,403	11,260	0	△ 143
2. 建物の過年度国庫債務負担行為に基づく本年度歳出化額	22,094	7,114	0	△ 14,980
(目) 学校施設環境改善交付金	24,339	49,842	29,712	25,503
(目) 北方領土隣接地域振興等事業補助率差額	0	66	0	66
【東日本大震災復興特別会計】				
(項) 公立文教施設整備費				
公立文教施設整備に必要な経費				
公立学校施設整備費	66,745	233,419	0	166,674
(目) 公立学校施設整備費負担金	21,192	42,158	0	20,966
1. 小中学校等	21,192	17,143	0	△ 4,049
2. 建物の過年度国庫債務負担行為に基づく本年度歳出化額	0	25,015	0	25,015
(目) 学校施設環境改善交付金	45,553	191,261	0	145,708

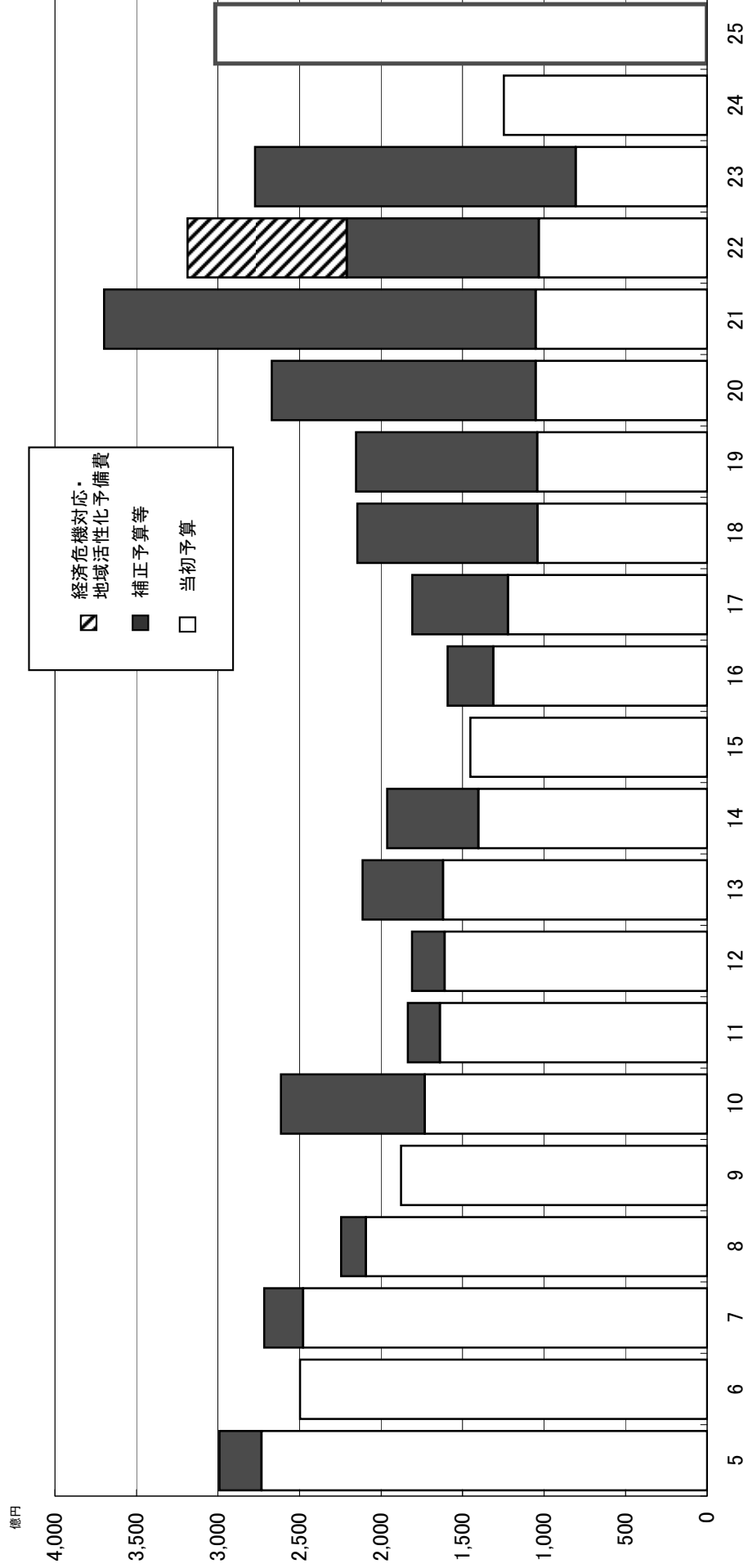
◎学校建物の建築単価

区 分	24 年 度	25 年 度		増△減率	
		円/m ²	円/m ²		%
小中学校舎	R・W	151,600	R・W	151,600	0.0
幼稚園	S	133,900	S	133,900	0.0
給食施設	S	133,900	S	133,900	0.0
小中屋体	R・W	175,200	R・W	175,200	0.0
教員宿舎	S	152,700	S	152,700	0.0
特別支援	R・W	170,500	R・W	170,500	0.0
	S	156,600	S	156,600	0.0
高 校	R・W	156,900	R・W	156,900	0.0
産 産	S	142,000	S	142,000	0.0

(3) 公立学校施設整備費予算額の推移(平成5年度～平成25年度概算要求) ※本土分のみ

区分	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25要求
(億円) 予算	2,732	2,497	2,478	2,092	1,878	1,731	1,638	1,610	1,619	1,402	1,452	1,311	1,221	1,039	1,042	1,051	1,051	1,032	805	1,246	3,017
(注) 上段() 書きは補正予算等で外数。(平成13年度、平成20年度、平成21年度は中段が1次補正、上段が2次補正(平成21年度については執行停止額)。平成22年度は中段が補正、上段が予備費(第1次818億円、第2次160億円)。平成23年度は中段が1次補正、上段が3次補正	(259)		(238)	(152)		(882)	(197)	(200)	(184)	(560)		(280)	(587)	(1,107)	(1,111)	(1,119)	(2,778)	(978)	《1,627》	(340)	

(注) 上段() 書きは補正予算等で外数。(平成13年度、平成20年度、平成21年度は中段が1次補正、上段が2次補正(平成21年度については執行停止額)。平成22年度は中段が補正、上段が予備費(第1次818億円、第2次160億円)。平成23年度は中段が1次補正、上段が3次補正



老朽化の現状と課題

建築後25年以上を経過した公立小中学校施設が保有面積の約7割を占めるなど、老朽化の進捗が深刻な状況。国・地方とも厳しい財政状況の中で、これらの施設は更新時期を迎えつつある。安全面や機能面において改善を図ることが喫緊の課題。

有識者会議による検討

効果的な再生整備を進めることにより、子どもたちが安全・安心かつ良好な環境で活動することが可能となるよう、老朽化した学校施設の再生整備の在り方や推進方策等を検討。

⇒ 本年8月に「学校施設老朽化対策ビジョン(仮称)」(中間まとめ)を取りまとめ

「学校施設老朽化対策ビジョン(仮称)」(中間まとめ) で示された施策の方向性

◆中長期的な整備計画の策定

◆建物の長寿命化

◆規模の適正化などの重点化

平成25年度の取組予定

長寿命化改良事業の創設 **新規**

制度改正要求

○改築から長寿命化の改修へと転換が進むよう補助メニューを改善

- ・ 現行では40年程度で改築(建て替え)。しかし、技術的には通常の改修よりグレードの高い改善を行うことにより70~80年程度使用することが可能。
- ・ 現行より工事費が安価で、排出する廃棄物も少ないというメリット。



耐震化されたものの、老朽化による機能の劣化が著しい

【算定割合】1/3 ※併せて改築と同様の地方財政措置を要望

【補助要件】・原則、建築後40年以上経過した建物で
文部科学大臣が認めるもの
・下限額:7,000万円

整備事例

- ・ 構造躯体の長寿命化対策を実施するもの
(コンクリートの中性化対策や鉄筋の腐食対策等)
- ・ 耐久性に優れた材料等を使用するもの
(劣化に強い塗装・防水材等の使用)
- ・ 少人数指導など教育内容・方法への適応
- ・ 維持管理や設備更新の容易性を確保するもの
- ・ 水道、電気、ガス管等のライフラインの更新
- ・ 断熱、二重サッシ、日射遮蔽等の省エネルギー対策

手引きの作成 **新規**

概算要求額
2,032千円

○長寿命化改修の具体的手法等について体系的に整理した手引きの作成

- ・長寿命化改修や工期短縮の具体的手法
- ・改築・改修時期の目安
- ・コストの事例



など

ライフサイクルコスト簡易計算ツール開発

- ・地方公共団体における取組を技術面で支援

施設の客観的評価指標の開発(☆)

- ・施設の劣化度や環境性能、教育内容への適応状況について客観的指標を開発

基準面積の見直し(☆)

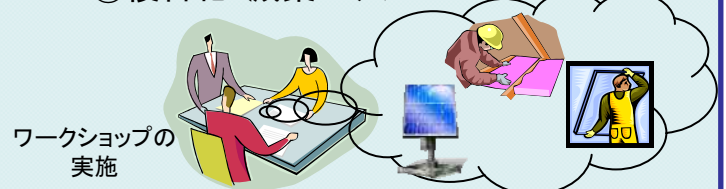
- ・少子化に対応した施設の在り方を踏まえて検討

学校施設老朽化先導事業 **新規**

概算要求額
7,719千円

○先導的取組を事業計画段階から整備段階まで支援

- ①100年学校モデル
- ②優れたリニューアル改修モデル
- ③複合化・減築モデル



耐力度調査*の見直し **新規**

概算要求額
3,746千円

〈見直しの観点〉

- ・建築基準法等の改正や建築技術の進歩
 - ・耐震補強技術や長寿命化技術の進歩
- など

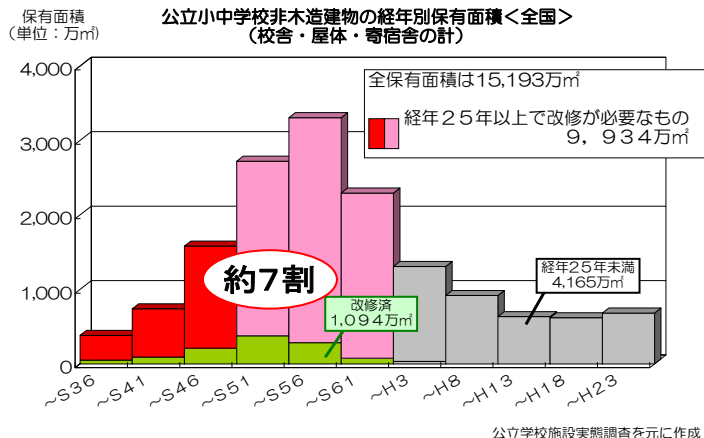
※老朽した学校施設が構造上危険な状態にあるかどうかを判断する調査。改築するか改修するかの判断基準となる。

(参考) 学校施設の長寿命化対策を推進するため、施設助成課の体制を強化(機構定員要求)

☆ 国立教育政策研究所文教施設研究センターにおいて実施予定

老朽化の現状と課題

建築後25年以上を経過した公立小中学校施設が保有面積の約7割を占めるなど、老朽化の進捗が深刻な状況。国・地方とも厳しい財政状況の中で、これらの施設の更新時期を迎えつつある。安全面や機能面において改善を図ることが喫緊の課題



公立小中学校の経年別保有面積(非木造校舎・体育館・寄宿舎)



耐震化されたものの、老朽化による機能の劣化が著しい

長寿命化改良事業の創設

【趣旨】

従来、改築していた老朽施設の再生を図るため、建物の耐久性を高めるとともに、近年の教育内容・方法への適応や省エネ化、ライフラインの更新など現代の社会的要請に応じた施設の長寿命化を行う事業に対し経費の一部について国庫補助を実施

【対象校】 幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校

【対象建物】 校舎、屋内運動場、寄宿舎

【算定割合】 1 / 3 ※併せて改築と同様の地方財政措置を要望

【補助要件】 ・原則、建築後40年以上経過した建物 (で文部科学大臣が認めるもの※1)

・下限額：7,000万円※2

※1 鉄筋コンクリート造及び鉄骨造。木造は50年

※2 小規模校1,000万円、幼稚園400万円

整備事例

- ・構造躯体の長寿命化対策を実施するもの (コンクリートの中性化対策や鉄筋の腐食対策等)
- ・耐久性に優れた材料等を使用するもの (劣化に強い塗装・防水材等の使用)
- ・少人数指導など教育内容・方法への適応
- ・維持管理や設備更新の容易性を確保するもの
- ・水道、電気、ガス管等のライフラインの更新
- ・断熱、二重サッシ、日射遮蔽等の省エネルギー対策



改修に合わせて教育環境を向上させた例

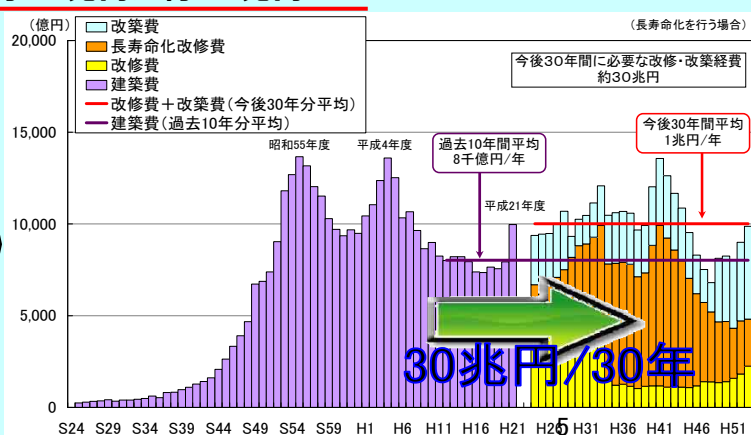
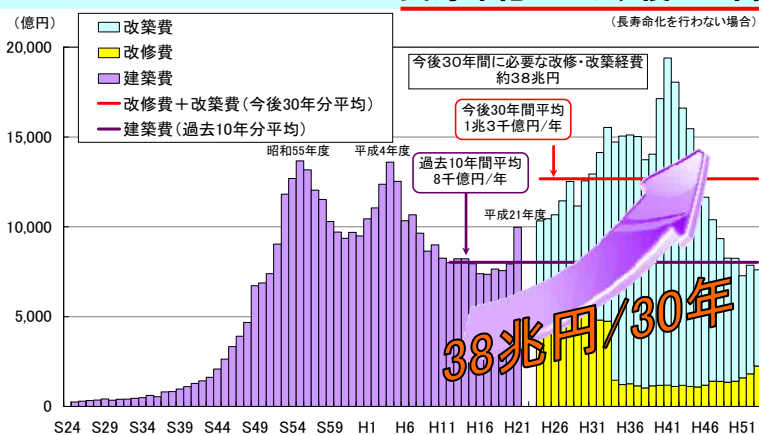
長寿命化による効果

・現行の改築(建て替え)周期(約40年程度)は、コンクリート強度を確保することにより、更なる長寿命化は技術的に可能。(建物の状況にもよるが、70~80年程度)

・工事費が安く、廃棄物量も少ない。

・近年の教育内容・方法への適応や省エネ化、バリアフリー化など現代の社会的要請に応じた整備を実施。

長寿命化により今後30年間で約38兆円が約30兆円に



学校施設老朽化対策先導事業

～ 学校施設の長寿命化 ～

平成25年度新規事業

○ 背景

- ・ 建築後25年を経過し、老朽化した学校施設が約7割を占める
- ・ 国・地方とも厳しい財政状況の中で、これらの施設が更新時期を迎えつつある
- ・ 安全面や機能面等において改善を図ることが喫緊の課題



外装材の著しい劣化



老朽化による手すりの落下



トイレの老朽化による臭気の発生

対策

○ 老朽化対策

(1) 計画的整備

「事後保全型」から「予防保全型」管理への転換、劣化状況・教育内容への適応状況等の適切な把握、中長期的な整備計画の策定が必要

(2) 長寿命化

改築より工事費が安価で、排出する廃棄物が少ない長寿命化改修に転換

(3) 重点化

余裕教室等の空きスペースの有効活用をより進めるとともに、地域の実情に応じ、公共施設との複合化や減築を行うことも必要

○ 学校施設老朽対策先導事業

平成25年度要求額：7,719千円

- ① 100年学校モデル（建築後100年程度使用することを目指した改修モデル）
- ② 優れたリニューアル改修モデル（省エネ化やバリアフリー化等の現代の社会的要請に対応した改修モデル）
- ③ 複合化・減築モデル（他の公共施設との複合化や減築を利用した改修モデル）

→ 原則①～③各1件ずつ選定

3か年事業の初年度

基本計画の策定



【事業内容】

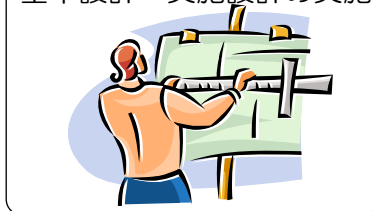
全国3地域程度の自治体において、学校設置者、学校関係者、地域住民、設計者等を交え、長寿命化改修の内容に関するワークショップの実施

【補助内容】

基本計画の策定に係る費用について財政支援

3か年事業の2年目

基本設計・実施設計の実施



【事業内容】

初年度に実施したワークショップの結果を踏まえ、長寿命化改修の基本設計と実施設計を実施
※ 設計費は工事費に算入

3か年事業の最終年度

長寿命化改修工事の実施



【事業内容】

実施設計に基づき、長寿命化改修工事の実施
補助率（H25'時点） $\frac{1}{3}$
事業費：実工事費

【補助内容】学校施設環境改善交付金による財政支援

少人数学級の推進に対応するための補助制度の拡充

1. 趣旨

新たな教職員定数改善計画により推進が図られる少人数学級について、その円滑な実施のため、教室不足対策等、公立学校施設整備において必要な対応を行う。

2. 事業内容

公立の小中学校等において、少人数学級（小2及び小3～中3の任意の学年）を実施するために必要となる校舎又は屋内運動場の新築又は増築に要する経費の一部について補助

3. 対象施設

公立の小学校、中学校、中等教育学校（前期課程）の校舎、屋内運動場

4. 算定割合

算定割合：1/2（原則）

5. 資格面積の算定

小2及び小3～中3の任意の学年について、少人数学級の実施のために必要となる新築又は増築のうち、現行の必要面積を超える部分。

※少人数学級を実施する学年について1学級を35人として算出した学級数に応ずる当該学校の必要面積を限度とする。

既存施設の改修により行う学校統合のための補助制度の拡充

1. 趣旨

学校統合に伴う校舎等の整備への支援については…

- 新增築事業に対しては、公立学校施設整備費負担金にて国庫補助(原則1/2)
- 既存施設の改修により整備することは、大規模改造(1/3)でも国庫補助が可能だが、学校統合に特化した制度ではないため、十分な活用が図られていない



学校統合に伴う校舎等の整備について支援の多様化を図ることで…

- 地域の実情に応じた施設整備を推進
- 既存校舎等の活用により環境に与える負荷を軽減

2. 対象施設

公立の小学校及び中学校の校舎、屋内運動場

3. 算定割合等

算定割合: 1/2 (原則) 下限額: 400万円

4. 工事内容

- 学校統合に伴い、既存施設を統合校舎等として使用する際に発生する
改造工事

(主な例)

- ・ 余裕教室等の空きスペースを普通教室等に転用するための改修工事
- ・ 統合に伴う普通教室等の機能改善を行う工事

等

再生可能エネルギー補助制度の拡充について

趣 旨

これまでの太陽光発電、太陽熱利用、風力発電設備に対する補助に加え、地域の実情に応じた再生可能エネルギーの導入をより促進するため、地中熱利用、バイオマス熱利用、雪氷熱利用設備及びその他の再生可能エネルギー設備についても補助対象となるよう拡充を要求。

内 容

(算定割合) 1 / 2 下限額 400万円

(対象工事) 太陽光発電、太陽熱利用、風力発電設備及び蓄電池単体整備(対象:太陽光パネル既設置校、上限額:1千万円)

[拡充事業]

- ◎地中熱利用、バイオマス熱利用、雪氷熱利用設備
- ◎上記以外の再生可能エネルギーを活用した設備

◎地中熱利用設備

地中の熱エネルギーを利用し、熱交換機などによる冷暖房や浅めの地中で暖めたり冷やしたりした空気の室内への送風を行う。



◎雪氷熱利用

冬季に降り積もった雪や、冷たい外気によって凍結した氷などを、冷熱源として夏季まで保存しておき、その冷気や融けてできた冷たい水によって冷房を行う。



◎バイオマス熱利用設備

木質バイオマスペレットを燃料として利用したストーブにより暖房を行う。



◎その他の再生可能エネルギー

小水力発電設備（流れや段差のある河川や水路に水車を設置し、水の運動エネルギーや位置エネルギーを水車で受けて発電機に送ることで発電）など。



木の教育環境整備の補助時限の延長

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成22年10月施行)等を踏まえ、木の教育環境整備事業の補助期限を5年間(29年度まで)延長する

我が国の伝統的な建築材料である木材を活用した温かみと潤いのある教育環境の中で、たくましく心豊かな児童生徒を育成するため、木の教育環境の整備充実に積極的に取り組む必要がある。

木がもたらす心のやすらぎ

- 木のもつあたたかさによる癒し効果
- 心を落ち着かせ、気持ちよい学校生活



木がもたらす文化理解

- 豊かな森林の伝統、木と生活をともにする文化を実感
- 地域の木材を利用することで生まれる校舎への愛着

木がもたらす健康

- 足下があたたかく、身体がひえぬ
- 室内空気を汚染する物質の発生がない、又は少ない



【対象校】

公立の小学校、中学校、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校

※専用講堂については、小学校、中学校及び中等教育学校(前期課程)のみ対象

【対象施設】

○木のふれあいの場

既存建物の教室、廊下、余裕教室等の改造に伴い、内装等に木材を活用した和室、プレイルーム、読書スペース、ランチルーム等の整備

○専用講堂

主要構造部又は内装の一部に木材を活用した、学校行事や地域住民の芸術・文化活動に利用可能な施設の整備(国庫補助基準面積 1,000㎡(上限))

【交付金の算定割合】

原則 1/3